

亀岡市公報

発行所 亀岡市役所
総務部 総務課
TEL 0771-22-3131(代表)
京都府亀岡市安町野々神8番地

目次

—— 規 則 ——

- 亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例施行規則の一部改正 (保育課) 2

—— 告 示 ——

- 亀岡市公の施設の指定管理者の指定 (財産管理課) 3
- 公示送達 (税務課) 4
- 公示送達 (税務課) 4
- 公示送達 (税務課) 5
- 公示送達 (税務課) 6
- 公示送達 (税務課) 7
- 公示送達 (税務課) 8
- 国民健康保険被保険者証の無効 (保険医療課) 8

—— 公 告 ——

- 南丹都市計画生産緑地地区の変更による都市計画案の縦覧 (都市計画課) 9
- 都市計画法に関する工事完了の公告 (都市計画課) 9
- 亀岡農業振興地域整備計画の軽微な変更による計画書の縦覧 (農林振興課) 9
- 一般競争入札(条件付き)にかかる特定建設工事共同企業体の公募 (契約検査課) 10

- 一般競争入札(条件付き)にかかる特定建設工事共同企業体の公募 (契約検査課) 15
- 一般競争入札(条件付き)にかかる特定建設工事共同企業体の公募 (契約検査課) 20
- 区域指定案の縦覧 (都市計画課) 26
- 本市職員採用試験の結果 (人事課) 28
- 一般競争入札(条件付き)の執行 (契約検査課) 29
- 農用地利用集積計画の縦覧 (農林振興課) 33
- 捕獲犬の抑留 (環境政策課) 33

教育委員会欄

—— 規 則 ——

- 亀岡市立学校施設使用条例施行規則の一部改正 34

農業委員会欄

—— 公 告 ——

- 令和3年1月定例総会の開催 37

市立病院欄

—— 公 告 ——

- 亀岡市立病院職員採用試験の結果 38

規 則

亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年1月15日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第1号

亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例施行規則の一部を改正する規則

亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例施行規則（平成27年亀岡市規則第12号）の一部を次のように改正する。

別表備考第8項を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例施行規則の規定は、令和3年9月1日以後に行われる教育・保育に係る利用者負担額等について適用し、同日前に行われた教育・保育に係る利用者負担額等については、なお従前の例による。

「揭示済」

告 示

亀岡市告示第1号

亀岡市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年亀岡市条例第4号）第3条第3項の規定により次のとおり告示する。

令和3年1月4日

亀岡市長 桂川孝裕

| 管理を行わせる 公の施設の名称 | 指定管理者となる団体 | 指定の期間 |
|-------------------------|----------------------|---------------------------|
| 亀岡市蒔田野 生涯学習センター | 蒔田野町自治会 | 令和3年4月1日から 令和7年3月31日まで |
| 亀岡市大井 生涯学習センター | 大井町自治会 | 令和3年4月1日から 令和7年3月31日まで |
| 亀岡市西別院 生涯学習センター | 西別院町自治会 | 令和3年4月1日から 令和7年3月31日まで |
| 亀岡市河原林 生涯学習センター | 河原林町自治会 | 令和3年4月1日から 令和7年3月31日まで |
| 亀岡市南つつじヶ丘 コミュニティセンター | 南つつじヶ丘自治会 | 令和3年4月1日から 令和7年3月31日まで |
| ふれあいプラザ | 社会福祉法人 亀岡市社会福祉協議会 | 令和3年4月1日から 令和7年3月31日まで |
| 亀岡市土づくりセンター | 公益財団法人 亀岡市農業公社 | 令和3年4月1日から 令和7年3月31日まで |
| 亀岡市農業公園 | 公益財団法人 亀岡市農業公社 | 令和3年4月1日から 令和7年3月31日まで |
| 亀岡市食肉センター | 亀岡市食肉センター管理組合 | 令和3年4月1日から 令和7年3月31日まで |
| 亀岡市都市公園（33箇所） | 公益財団法人 亀岡市都市緑花協会 | 令和3年4月1日から 令和7年3月31日まで |

「揭示済」

亀岡市告示第2号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和3年1月15日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類

督促状 令和2年度 固定資産税・都市計画税 第4期

2 送達を受けるべき者

| | 住 所 | 氏名又は名称 |
|---|-----|--------|
| 1 | 省略 | 省略 |
| 2 | 省略 | 省略 |
| 3 | 省略 | 省略 |
| 4 | 省略 | 省略 |
| 5 | 省略 | 省略 |
| 6 | 省略 | 省略 |
| 7 | 省略 | 省略 |

3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第3号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和3年1月15日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類

督促状 令和2年度 市府民税 第4期

2 送達を受けるべき者

| | 住 所 | 氏 名 |
|---|-----|-----|
| 1 | 省略 | 省略 |
| 2 | 省略 | 省略 |
| 3 | 省略 | 省略 |
| 4 | 省略 | 省略 |
| 5 | 省略 | 省略 |
| 6 | 省略 | 省略 |
| 7 | 省略 | 省略 |
| 8 | 省略 | 省略 |

3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第4号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和3年1月15日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類

督促状 令和2年度 市府民税 第4期

2 送達を受けるべき者

| | 住 所 | 氏 名 |
|---|-----|-----|
| 1 | 省略 | 省略 |
| 2 | 省略 | 省略 |
| 3 | 省略 | 省略 |

3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第5号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和3年1月22日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類

督促状 令和2年度 軽自動車税 第1期

2 送達を受けるべき者

| | 住 所 | 氏 名 |
|---|-----|-----|
| 1 | 省略 | 省略 |
| 2 | 省略 | 省略 |
| 3 | 省略 | 省略 |
| 4 | 省略 | 省略 |
| 5 | 省略 | 省略 |
| 6 | 省略 | 省略 |

| | | |
|---|----|----|
| 7 | 省略 | 省略 |
| 8 | 省略 | 省略 |
| 9 | 省略 | 省略 |

3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第6号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和3年1月22日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類

督促状 令和2年度 固定資産税・都市計画税 第4期

2 送達を受けるべき者

住 所 省略

名 称 省略

3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第7号

亀岡市長 桂川孝裕

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

記

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

亀1121-33005

令和3年1月25日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 当該者生年月日
昭和47年7月2日
- 2 保 険 者
亀岡市（26-007-5）
京都府亀岡市安町野々神8番地
- 3 交付した日
令和2年4月1日
- 4 無効になる日
令和3年1月27日

- 1 送達する書類
令和元年度
市民税・府民税税額変更通知書
令和2年度
市民税・府民税税額変更通知書

「揭示済」

- 2 送達を受けるべき者
住 所 省略
氏 名 省略
- 3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第8号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

令和3年1月27日

公 告

亀岡市公告第1号

南丹都市計画生産緑地地区を変更するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により当該都市計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに市長に意見書を提出することができる。

令和3年1月4日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 都市計画の種類
生産緑地地区
- 2 都市計画を変更する土地の区域
亀岡市篠町王子下上牧の一部
- 3 縦覧場所
亀岡市安町野々神8番地
亀岡市まちづくり推進部都市計画課
- 4 縦覧期間
令和3年1月4日から
令和3年1月18日まで

「揭示済」

亀岡市公告第2号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

令和3年1月4日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 工事が完了した開発区域に含まれる地域
亀岡市篠町篠中西裏16の1、17、18、市有地
(関連区域)
府有地、市有地
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称
亀岡市千代川町千原2丁目8の24
株式会社中川住研

「揭示済」

亀岡市公告第3号

亀岡農業振興地域整備計画について、農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和44年政令第254号）第10条の規定に該当する軽微な変更をしたので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項で準用する同法第12条の規定により公告し、当該変更後の計画書を次により縦覧に供する。

令和3年1月8日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 縦覧期間
令和3年1月8日以後、常時備え置くこととする。
- 2 縦覧場所
亀岡市安町野々神8番地
亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

亀岡市公告第4号

一般競争入札（条件付き）にかかる特定建設工事共同企業体の公募について、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和3年1月14日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事の概要等

- | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------------------|---|--------|----|----------------------|--|--------|----|----------------|--|------|----|------------------------|--|--------|----|---------------------|--|--------|----|---------------------|--|--------|----|-------------------|--|
| (1) 工事番号 | 1教第7号 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (2) 工事名 | 亀岡市立大井小学校校舎大規模改修工事（建築） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (3) 工事場所 | 亀岡市大井町並河地内 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (4) 工事種別 | 建築一式工事 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (5) 工事概要 | <p>【亀岡市立大井小学校校舎大規模改修工事（建築）】</p> <p>①改修建物概要</p> <p>用途・構造：小学校 鉄筋コンクリート造（地上3階建）</p> <p>改修面積：4,536㎡</p> <p>②改修工事概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築工事 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>外壁全面改修</td> <td style="text-align: right;">一式</td> </tr> <tr> <td colspan="2">（外壁塗装替、クラック補修、面台等防水）</td> </tr> <tr> <td>内装全面改修</td> <td style="text-align: right;">一式</td> </tr> <tr> <td colspan="2">（床塗装、壁塗装、天井張替）</td> </tr> <tr> <td>建具改修</td> <td style="text-align: right;">一式</td> </tr> <tr> <td colspan="2">（強化ガラス入替、SP新設、シーリング打替）</td> </tr> <tr> <td>ユニット更新</td> <td style="text-align: right;">一式</td> </tr> <tr> <td colspan="2">（塗板、掲示板、家具、実験台全面入替）</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・機械設備工事 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>外部設備更新</td> <td style="text-align: right;">一式</td> </tr> <tr> <td colspan="2">（高架水槽、給排水管、ガス管、消火管）</td> </tr> <tr> <td>内部設備更新</td> <td style="text-align: right;">一式</td> </tr> <tr> <td colspan="2">（給湯器、水栓、給排水管、ガス管）</td> </tr> </table> | 外壁全面改修 | 一式 | （外壁塗装替、クラック補修、面台等防水） | | 内装全面改修 | 一式 | （床塗装、壁塗装、天井張替） | | 建具改修 | 一式 | （強化ガラス入替、SP新設、シーリング打替） | | ユニット更新 | 一式 | （塗板、掲示板、家具、実験台全面入替） | | 外部設備更新 | 一式 | （高架水槽、給排水管、ガス管、消火管） | | 内部設備更新 | 一式 | （給湯器、水栓、給排水管、ガス管） | |
| 外壁全面改修 | 一式 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| （外壁塗装替、クラック補修、面台等防水） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 内装全面改修 | 一式 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| （床塗装、壁塗装、天井張替） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 建具改修 | 一式 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| （強化ガラス入替、SP新設、シーリング打替） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ユニット更新 | 一式 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| （塗板、掲示板、家具、実験台全面入替） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 外部設備更新 | 一式 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| （高架水槽、給排水管、ガス管、消火管） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 内部設備更新 | 一式 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| （給湯器、水栓、給排水管、ガス管） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (6) 工期 | <p>議決のあった翌日から令和3年3月31日まで</p> <p>（本工事は、所定の手続き完了後、工期末を令和4年11月30日まで延長する予定である。）</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

- (7) 部分払 有
・令和3年度出来高予定額に係る部分払 1回
- (8) 前金払 有（保証事業会社の保証が必要）
第1回前払金 令和3年度出来高予定額に係る前払金
第2回前払金 令和4年度出来高予定額に係る前払金
- (9) 中間前金払 請負金額が500万円以上かつ工期150日以上（変更工期を含む。）で前金払をしている工事については、各会計年度の出来高予定額に対応する工事実施期間の2分の1が経過していること・工程表により各会計年度の出来高予定額に対応する工事実施期間の2分の1が経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること・既に行われた当該会計年度における工事に要する経費が、各会計年度における出来高予定額の2分の1以上の額に相当することのいずれの要件にも該当し、認定された場合に限り、中間前払金（各会計年度における出来高予定額の20%以内 保証事業会社の保証が必要）が請求できる。
- (10) 最低制限価格 採用
- (11) 入札保証金 免除
- (12) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約当事者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (13) 支給材料及び貸与品 無
- (14) 契約書の要否 要

2 入札参加資格要件

特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であって、次に掲げる要件等を満たすものであること。

(1) 共同企業体の要件

ア 令和2年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「建築一式工事」の「A等級」に認定された者2者又は3者による共同企業体とする。ただし、1者が複数の共同企業体の代表者又は構成員となることはできない。

イ 共同企業体は、自主結成とする。

ウ 構成員の出資比率は、全ての構成員が、2者の場合30パーセント以上、3者の場合20パーセント以上の出資比率であるものとする。

エ 共同企業体入札参加申請書（以下「入札参加申請書」という。）等の提出期限日から開札日までの期間において、亀岡市の指名停止を受けていないこと。

オ 「2教第9号 亀岡市立千代川小学校校舎棟改築工事（建築）」「1教第9号 亀岡市立詳徳小学校校舎大規模改修工事（建築）」と同じ構成の共同企業体であること。

(2) 共同企業体の代表者の要件

ア 令和2年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「建築一式工事」の「A等級」に認定され、亀岡市内に本社（本店）を置く者であること。

イ 主任技術者として、「建築一式工事」に係る主任技術者資格（国家資格者に限る。）を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者を、工事現場に専任で配置できるものであること。また、下請総額が6,000万円以上となる場合に、監理技術者として、「建築一式工事」に係る監理技術者資格を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者を、工事現場に専任で配置できるものであること。

ウ 出資比率が構成員中最大の者であること。

(3) 共同企業体の代表者以外の構成員の要件

ア 令和2年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「建築一式工事」の「A等級」に認定され、亀岡市内に本社（本店）を置く者であること。

イ 主任技術者として、「建築一式工事」に係る主任技術者資格（国家資格者に限る。）を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者を、工事現場に専任で配置できるものであること。

(4) 共同企業体の協定方式

協定書は、「特定建設工事共同企業体協定書（甲型）」による。共同企業体の名称は、「○・△△特定建設工事共同企業体」とする。

(5) その他

一般競争入札（事後公表）公告共通事項（以下「共通事項」という。）のとおりとする。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

(1) 共同企業体入札参加申請書（別紙）

(2) 特定建設工事共同企業体協定書（甲型）（別紙）

(3) 技術者配置予定書（別紙）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

技術者配置予定書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が4,000万円（建築一式は6,000万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3か月以上の雇用関係があることをいう。）

(4) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 技術者配置予定書（別紙）に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

※ 提出書類は、電子入札システムにより提出するものとするが、3の(1)、(2)については、押印がある書類のPDF化したものを提出すること。

4 入札手続等

| 手続等 | 期間・期日・期限等 | 手続の方法等 |
|-------------------|---|---------------|
| 入札参加資格確認申請書等の配布期間 | 令和3年1月14日（木） 午後1時から | 共通事項2のとおり |
| 設計図書等の閲覧期間 | 令和3年1月14日（木） 午後1時から | 共通事項2のとおり |
| 入札参加資格確認申請書等の受付 | 令和3年1月22日（金） 午前9時から午後5時まで 令和3年1月25日（月） 午前9時から午後4時まで ※電子入札システムでの申請は、1教第7号、2教第9号、1教第9号を別々に行うこと。 | 共通事項3のとおり |
| 入札参加確認通知の送付 | 令和3年1月26日（火） 午後5時までに電子入札システムにより通知 | |
| 質疑の受付 | 申請書等に関する質問 令和3年1月21日（木）午後5時まで 設計図書に関する質問 令和3年1月27日（水）午後3時まで | 共通事項5-1のとおり |
| 質疑の回答 | 申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和3年1月29日（金） 午後5時まで | 共通事項5-1のとおり |
| 入札期間 | 令和3年2月1日（月） 午前9時から午後5時まで 令和3年2月2日（火） 午前9時から午後3時まで | 共通事項6のとおり |
| 予定価格の公表 | 予定価格の公表：令和3年2月2日（火） 午後4時以降 | 入札情報公開システムによる |
| 予定価格に関する質問の受付 | 予定価格の公表をしたときから 令和3年2月4日（木）正午まで | 共通事項5-2のとおり |
| 予定価格に関する質問への回答 | 令和3年2月5日（金）まで | 共通事項5-2のとおり |

| | | | |
|----------------|---|--|-------------|
| 開札日時 | 【1教第7号、2教第9号、1教第9号の全工事で予定価格に関する質問がないとき】 | 【1教第7号、2教第9号、1教第9号の全工事又はいずれかの工事において、予定価格に関する質問があるとき】 | 電子入札システムによる |
| | 令和3年2月5日（金） 午前9時30分 | 令和3年2月8日（月） 午前9時30分 | |
| 再度入札を行う場合の入札期間 | 令和3年2月8日（月） 午前9時から午後3時まで | 令和3年2月9日（火） 午前9時から午後3時まで | 共通事項6のとおり |
| 再度入札の開札日時 | 令和3年2月8日（月） 午後3時以降 | 令和3年2月9日（火） 午後3時以降 | 電子入札システムによる |

（注）都合により開札日時を変更する場合は、開札までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、入札参加申請書と技術者配置予定書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、技術者配置予定書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

入札金額が、予定価格以下で最低制限価格以上となっている、最低価格の入札者を落札者とする。

7 その他

(1) 「2教第9号 亀岡市立千代川小学校校舎棟改築工事（建築）」「1教第9号 亀岡市立詳徳小学校校舎大規模改修工事（建築）」への入札参加申請は、本工事と同じ構成の共同企業体で行うこと。

(2) 本工事を落札した共同企業体は、「2教第9号 亀岡市立千代川小学校校舎棟改築工事（建築）」「1教第9号 亀岡市立詳徳小学校校舎大規模改修工事（建築）」への入札参加資格を失うものとする。

(3) 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年亀岡市条例第1号）に該当する契約は、議会の議決を得るまでは仮契約として、議会の議決を得たときにこれを本契約とみなす。

(4) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。

(5) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。

- (6) 入札2日目の締切間に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (7) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 企画管理部 契約検査課 (電話 0771-25-5041)

「揭示済」

亀岡市公告第5号

一般競争入札（条件付き）にかかる特定建設工事共同企業体の公募について、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和3年1月14日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事の概要等

- | | |
|----------|--|
| (1) 工事番号 | 2教第9号 |
| (2) 工事名 | 亀岡市立千代川小学校校舎棟改築工事（建築） |
| (3) 工事場所 | 亀岡市千代川町北ノ庄地内 |
| (4) 工事種別 | 建築一式工事 |
| (5) 工事概要 | 【亀岡市立千代川小学校校舎棟改築工事（建築）】 ①校舎改築工事 用 途：教育施設 構 造：鉄筋コンクリート造 3階建て 延床面積：1,040㎡ ②工事概要 ・校舎増築工事 （通級指導教室・特別支援教室・普通教室・特別教室（図工室・音楽室）） ・職員室改修工事 |

- (6) 工期 議決のあった翌日から令和4年3月11日まで
- (7) 部分払 無
- (8) 前金払 有（保証事業会社の保証が必要）
- (9) 中間前金払 請負金額が500万円以上かつ工期150日以上（変更工期を含む。）で前払金の支払を受けており、工期の2分の1が経過していること・工程表により工期の2分の1が経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること・当該工事に係る既済作業に要する経費が請負代金の2分の1以上に相当することのいずれの要件にも該当し、認定された場合に限り請求できる。（中間前払金は請負金額の20%以内 保証事業会社の保証が必要）
- (10) 最低制限価格 採用
- (11) 入札保証金 免除
- (12) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約当事者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (13) 支給材料及び貸与品 無
- (14) 契約書の要否 要

2 入札参加資格要件

特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であって、次に掲げる要件等を満たすものであること。

(1) 共同企業体の要件

ア 令和2年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「建築一式工事」の「A等級」に認定された者2者又は3者による共同企業体とする。ただし、1者が複数の共同企業体の代表者又は構成員となることはできない。

イ 共同企業体は、自主結成とする。

ウ 構成員の出資比率は、全ての構成員が、2者の場合30パーセント以上、3者の場合20パーセント以上の出資比率であるものとする。

エ 共同企業体入札参加申請書（以下「入札参加申請書」という。）等の提出期限日から開札日までの期間において、亀岡市の指名停止を受けていないこと。

オ 「1教第7号 亀岡市立大井小学校校舎大規模改修工事（建築）」「1教第9号 亀岡市立詳徳小学校校舎大規模改修工事（建築）」と同じ構成の共同企業体であること。

(2) 共同企業体の代表者の要件

ア 令和2年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「建築一式工事」の「A等級」に

認定され、亀岡市内に本社（本店）を置く者であること。

イ 主任技術者として、「建築一式工事」に係る主任技術者資格（国家資格者に限る。）を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者を、工事現場に専任で配置できるものであること。また、下請総額が6,000万円以上となる場合に、監理技術者として、「建築一式工事」に係る監理技術者資格を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者を、工事現場に専任で配置できるものであること。

ウ 出資比率が構成員中最大の者であること。

(3) 共同企業体の代表者以外の構成員の要件

ア 令和2年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「建築一式工事」の「A等級」に認定され、亀岡市内に本社（本店）を置く者であること。

イ 主任技術者として、「建築一式工事」に係る主任技術者資格（国家資格者に限る。）を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者を、工事現場に専任で配置できるものであること。

(4) 共同企業体の協定方式

協定書は、「特定建設工事共同企業体協定書（甲型）」による。共同企業体の名称は、「〇〇・△△特定建設工事共同企業体」とする。

(5) その他

一般競争入札（事後公表）公告共通事項（以下「共通事項」という。）のとおりとする。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 共同企業体入札参加申請書（別紙）
- (2) 特定建設工事共同企業体協定書（甲型）（別紙）
- (3) 技術者配置予定書（別紙）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

技術者配置予定書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が4,000万円（建築一式は6,000万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3か月以上の雇用関係があることをいう。）

(4) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 技術者配置予定書（別紙）に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

※ 提出書類は、電子入札システムにより提出するものとするが、3の(1)、(2)については、押印がある書類のPDF化したものを提出すること。

4 入札手続等

| 手続等 | 期間・期日・期限等 | 手続の方法等 |
|-------------------|---|---|
| 入札参加資格確認申請書等の配布期間 | 令和3年1月14日（木） 午後1時から | 共通事項2のとおり |
| 設計図書等の閲覧期間 | 令和3年1月14日（木）午後1時から なお、設計図書（図面）は、 令和3年1月14日（木）午後1時から 令和3年1月29日（金）午後5時まで （閉庁日・閉庁時間は除く。） | 共通事項2のとおり ※設計図書（図面） 亀岡市役所3階契約検査課にて、令和2年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「建築一式工事」の「A等級」に認定されたものに配布 |
| 入札参加資格確認申請書等の受付 | 令和3年1月22日（金） 午前9時から午後5時まで 令和3年1月25日（月） 午前9時から午後4時まで ※電子入札システムでの申請は、1教第7号、2教第9号、1教第9号を別々に行うこと。 | 共通事項3のとおり |
| 入札参加確認通知の送付 | 令和3年1月26日（火） 午後5時までに電子入札システムにより通知 | |
| 質疑の受付 | 申請書等に関する質問 令和3年1月21日（木）午後5時まで 設計図書に関する質問 令和3年1月27日（水）午後3時まで | 共通事項5-1のとおり |
| 質疑の回答 | 申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和3年1月29日（金） 午後5時まで | 共通事項5-1のとおり |
| 入札期間 | 令和3年2月1日（月） 午前9時から午後5時まで 令和3年2月2日（火） 午前9時から午後3時まで | 共通事項6のとおり |

| | | | |
|----------------|---|--|---------------|
| 予定価格の公表 | 予定価格の公表：令和3年2月2日（火） 午後4時以降 | | 入札情報公開システムによる |
| 予定価格に関する質問の受付 | 予定価格の公表をしたときから 令和3年2月4日（木）正午まで | | 共通事項5-2のとおり |
| 予定価格に関する質問への回答 | 令和3年2月5日（金）まで | | 共通事項5-2のとおり |
| 開札日時 | 【1教第7号、2教第9号、1教第9号の全工事で予定価格に関する質問がないとき】 | 【1教第7号、2教第9号、1教第9号の全工事又はいずれかの工事において、予定価格に関する質問があるとき】 | 電子入札システムによる |
| | 令和3年2月5日（金） 午前10時30分 | 令和3年2月8日（月） 午前10時30分 | |
| 再度入札を行う場合の入札期間 | 令和3年2月8日（月） 午前9時から午後3時まで | 令和3年2月9日（火） 午前9時から午後3時まで | 共通事項6のとおり |
| 再度入札の開札日時 | 令和3年2月8日（月） 午後3時30分以降 | 令和3年2月9日（火） 午後3時30分以降 | 電子入札システムによる |

※設計図書（図面）については、令和3年1月14日（木）午後1時から令和3年1月29日（金）午後5時までの間（閉庁日・閉庁時間は除く。）、亀岡市役所3階契約検査課にて、令和2年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「建築一式工事」の「A等級」に認定されたものに配布する。受領の際、直接受領する者の印（認印でも可）を持参すること。

（注）都合により開札日時を変更する場合は、開札までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、入札参加申請書と技術者配置予定書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、技術者配置予定書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

入札金額が、予定価格以下で最低制限価格以上となっている、最低価格の入札者を落札者とする。

7 その他

(1) 「1教第7号 亀岡市立大井小学校校舎大規模改修工事（建築）」 「1教第9号 亀岡市立詳徳小学校校舎大規模改修工事（建築）」への入札参加申請は、本工事と同じ構成の共同企業体で行うこと。

- (2) 本工事を落札した共同企業体は、「1教第7号 亀岡市立大井小学校校舎大規模改修工事（建築）」「1教第9号 亀岡市立詳徳小学校校舎大規模改修工事（建築）」への入札参加資格を失うものとする。
- (3) 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年亀岡市条例第1号）に該当する契約は、議会の議決を得るまでは仮契約として、議会の議決を得たときにこれを本契約とみなす。
- (4) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (5) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (6) 入札2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (7) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 企画管理部 契約検査課 （電話 0771-25-5041）

「揭示済」

亀岡市公告第6号

一般競争入札（条件付き）にかかる特定建設工事共同企業体の公募について、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和3年1月14日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事の概要等

- (1) 工事番号 1教第9号
- (2) 工事名 亀岡市立詳徳小学校校舎大規模改修工事（建築）
- (3) 工事場所 亀岡市篠町柏原地内
- (4) 工事種別 建築一式工事

(5) 工事概要 【亀岡市立詳徳小学校校舎大規模改修工事（建築）】

①改修建物概要

用途・構造：小学校 鉄筋コンクリート造（地上3階建）

改修面積：4,206㎡（工事対象床面積 施設台帳による）

②改修工事概要

1) 校舎大規模改修工事

・内部工事

各室床、壁、天井仕上全面改修

職員室及び校長室ゾーニング変更

家具類更新（塗板含む。）

建具改修（SP扉交換、ガラス飛散防止シート張）

便所全面改修（生徒用、職員用 計9箇所）

多目的便所設置 1箇所

・外部工事

屋上防水全面改修（階段室塔屋屋根含む。）

外壁全面塗装改修

2) 外構工事

・駐車場整備工事

中庭部分アスファルト舗装（約1,800㎡）

フラッグポール新設（3本／基礎設置共）

3) その他付帯工事

(6) 工期 議決のあった翌日から令和3年3月31日まで

(本工事は、所定の手続き完了後、工期末を令和4年11月30日まで延長する予定である。)

(7) 部分払 有

・令和3年度出来高予定額に係る部分払 1回

(8) 前金払 有（保証事業会社の保証が必要）

第1回前払金 令和3年度出来高予定額に係る前払金

第2回前払金 令和4年度出来高予定額に係る前払金

(9) 中間前金払

請負金額が500万円以上かつ工期150日以上（変更工期を含む。）で前金払をしている工事については、各会計年度の出来高予定額に対応する工事実施期間の2分の1が経過していること・工程表により各会計年度の出来高予定額に対応する工事実施期間の2分の1が経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること・既に行われた当該会計年度における工事に要する経費が、各会計年度における出来高予定額の2分の1以上の額に相当することのいずれの要件にも該当し、認定された場合に限り、中間前払金（各会計年度における出来高予定額の20%以内保証事業会社の保証が必要）が請求できる。

- (10) 最低制限価格 採用
- (11) 入札保証金 免除
- (12) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約当事者が確実に認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (13) 支給材料及び貸与品 無
- (14) 契約書の要否 要

2 入札参加資格要件

特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であって、次に掲げる要件等を満たすものであること。

(1) 共同企業体の要件

ア 令和2年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「建築一式工事」の「A等級」に認定された者2者又は3者による共同企業体とする。ただし、1者が複数の共同企業体の代表者又は構成員となることはできない。

イ 共同企業体は、自主結成とする。

ウ 構成員の出資比率は、全ての構成員が、2者の場合30パーセント以上、3者の場合20パーセント以上の出資比率であるものとする。

エ 共同企業体入札参加申請書（以下「入札参加申請書」という。）等の提出期限日から開札日までの期間において、亀岡市の指名停止を受けていないこと。

オ 「1教第7号 亀岡市立大井小学校校舎大規模改修工事（建築）」「2教第9号 亀岡市立千代川小学校校舎棟改築工事（建築）」と同じ構成の共同企業体であること。

(2) 共同企業体の代表者の要件

ア 令和2年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「建築一式工事」の「A等級」に認定され、亀岡市内に本社（本店）を置く者であること。

イ 主任技術者として、「建築一式工事」に係る主任技術者資格（国家資格者に限る。）を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者を、工事現場に専任で配置できるものであること。また、下請総額が6,000万円以上となる場合に、監理技術者として、「建築一式工事」に係る監理技術者資格を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者を、工事現場に専任で配置できるものであること。

ウ 出資比率が構成員中最大の者であること。

(3) 共同企業体の代表者以外の構成員の要件

ア 令和2年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「建築一式工事」の「A等級」に認定され、亀岡市内に本社（本店）を置く者であること。

イ 主任技術者として、「建築一式工事」に係る主任技術者資格（国家資格者に限る。）を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者を、工事現場に専任で配置できるものであること。

(4) 共同企業体の協定方式

協定書は、「特定建設工事共同企業体協定書（甲型）」による。共同企業体の名称は、「〇〇・△△特定建設工事共同企業体」とする。

(5) その他

一般競争入札（事後公表）公告共通事項（以下「共通事項」という。）のとおりとする。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

(1) 共同企業体入札参加申請書（別紙）

(2) 特定建設工事共同企業体協定書（甲型）（別紙）

(3) 技術者配置予定書（別紙）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

技術者配置予定書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が4,000万円（建築一式は6,000万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3か月以上の雇用関係があることをいう。）

(4) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 技術者配置予定書（別紙）に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

※ 提出書類は、電子入札システムにより提出するものとするが、3の(1)、(2)については、押印がある書類のPDF化したものを提出すること。

4 入札手続等

| 手続等 | 期間・期日・期限等 | 手続の方法等 |
|-------------------|---|---|
| 入札参加資格確認申請書等の配布期間 | 令和3年1月14日（木） 午後1時から | 共通事項2のとおり |
| 設計図書等の閲覧期間 | 令和3年1月14日（木）午後1時から なお、設計図書（図面）は、 令和3年1月14日（木）午後1時から 令和3年1月29日（金）午後5時まで （閉庁日・閉庁時間は除く。） | 共通事項2のとおり ※設計図書（図面） 亀岡市役所3階契約検査課にて、令和2年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「建築一式工事」の「A等級」に認定されたものに配布 |
| 入札参加資格確認申請書等の受付 | 令和3年1月22日（金） 午前9時から午後5時まで 令和3年1月25日（月） 午前9時から午後4時まで ※電子入札システムでの申請は、1教第7号、2教第9号、1教第9号を別々に行うこと。 | 共通事項3のとおり |
| 入札参加確認通知の送付 | 令和3年1月26日（火） 午後5時までに電子入札システムにより通知 | |
| 質疑の受付 | 申請書等に関する質問 令和3年1月21日（木）午後5時まで 設計図書に関する質問 令和3年1月27日（水）午後3時まで | 共通事項5-1のとおり |
| 質疑の回答 | 申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和3年1月29日（金） 午後5時まで | 共通事項5-1のとおり |
| 入札期間 | 令和3年2月1日（月） 午前9時から午後5時まで 令和3年2月2日（火） 午前9時から午後3時まで | 共通事項6のとおり |
| 予定価格の公表 | 予定価格の公表：令和3年2月2日（火） 午後4時以降 | 入札情報公開システムによる |
| 予定価格に関する質問の受付 | 予定価格の公表をしたときから 令和3年2月4日（木）正午まで | 共通事項5-2のとおり |
| 予定価格に関する質問への回答 | 令和3年2月5日（金）まで | 共通事項5-2のとおり |

| | | | |
|----------------|---|--|-------------|
| 開札日時 | 【1教第7号、2教第9号、1教第9号の全工事 で予定価格に関する質問がないとき】 | 【1教第7号、2教第9号、1教第9号の全工事 又はいずれかの工事において、予定価格に関する質問があるとき】 | 電子入札システムによる |
| | 令和3年2月5日（金） 午前11時30分 | 令和3年2月8日（月） 午前11時30分 | |
| 再度入札を行う場合の入札期間 | 令和3年2月8日（月） 午前9時から午後3時まで | 令和3年2月9日（火） 午前9時から午後3時まで | 共通事項6のとおり |
| 再度入札の開札日時 | 令和3年2月8日（月） 午後4時以降 | 令和3年2月9日（火） 午後4時以降 | 電子入札システムによる |

※設計図書（図面）については、令和3年1月14日（木）午後1時から令和3年1月29日（金）午後5時までの間（閉庁日・閉庁時間は除く。）、亀岡市役所3階契約検査課にて、令和2年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「建築一式工事」の「A等級」に認定されたものに配布する。受領の際、直接受領する者の印（認印でも可）を持参すること。

（注）都合により開札日時を変更する場合は、開札までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、入札参加申請書と技術者配置予定書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、技術者配置予定書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

入札金額が、予定価格以下で最低制限価格以上となっている、最低価格の入札者を落札者とする。

7 その他

(1) 「1教第7号 亀岡市立大井小学校校舎大規模改修工事（建築）」「2教第9号 亀岡市立千代川小学校校舎棟改築工事（建築）」への入札参加申請は、本工事と同じ構成の共同企業体で行うこと。

(2) 本工事を落札した共同企業体は、「1教第7号 亀岡市立大井小学校校舎大規模改修工事（建築）」「2教第9号 亀岡市立千代川小学校校舎棟改築工事（建築）」への入札参加資格を失うものとする。

(3) 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年亀岡市条例第1号）に該当する契約は、議会の議決を得るまでは仮契約として、議会の議決を得たときにこれを本契約とみなす。

- (4) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (5) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (6) 入札2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (7) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 企画管理部 契約検査課
(電話 0771-25-5041)

「揭示済」

亀岡市公告第7号

亀岡市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例（平成28年亀岡市条例第42号）第8条第1項第3号及び第9条第1項第3号の規定に基づく区域指定を行うため案を作成したので、同条例第8条第2項において準用する同条例第6条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、区域指定案について、当該指定区域の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに市長に意見書を提出することができる。

令和3年1月14日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 指定しようとする区域の名称（土地の区域）
 葎田野地区（亀岡市葎田野町、曾我部町 地内）
 吉川地区（亀岡市吉川町、曾我部町 地内）
- 2 予定建築物等の用途
 [開発行為]
 - (1) 専用住宅（その敷地面積が、自己の居住の用に供するものにあつては150平方メートル以上のもの、その他のものにあつては300平方メートル以上のものに限る。）
 - (2) 第一種低層住居専用地域内に建築することができる兼用住宅（その敷地面積が、自己の居住の用に供するものにあつては150平方メートル以上のもの、その他のものにあつては300平方メートル以上のものに限る。）
 - (3) (4)に掲げるもののほか、第二種低層住居専用地域内に建築することができる店舗、飲食店、その他これらに類するものでその用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートル以内のもの（3階以上の部分をその用途に供するものを除く。）
 - (4) 次に掲げる農業の利便を増進するために必要な店舗等でその用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以内のもの（3階以上の部分をその用途に供するものを除く。）
 ア 建築物の周辺の地域で生産された農産

物の販売を主たる目的とする店舗
 イ アの農産物を材料とする料理の提供を
 主たる目的とする飲食店

ウ 自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（アの農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものに限る。）で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）

- (5) 診療所
- (6) 第一種低層住居専用地域内に建築することができる兼用住宅の兼用用途である事務所でその用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートル以内のもの
- (7) 第一種低層住居専用地域内に建築することができる兼用住宅の兼用用途である美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房でその用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートル以内のもの

[建築行為]

- (1) 自己の居住の用に供する専用住宅（[開発行為] (1)又は(2)のうちその他のものとして都市計画法第29条第1項の規定に基づく開発許可を受けた土地に建築するものを除き、かつ、新築の場合にあってはその敷地面積が150平方メートル以上のものに限る。）
- (2) (1)に掲げるもののほか自己の居住の用に供する専用住宅（その敷地面積が300平方メートル以上のものに限る。）
- (3) 第一種低層住居専用地域内に建築することができる自己の居住の用に供する兼用住宅（[開発行為] (1)又は(2)のうちその他のものとして都市計画法第29条第1項の規定に基づく開発許可を受けた土地に建築す

るものを除き、かつ、新築の場合にあっては敷地面積が150平方メートル以上のものに限る。）

- (4) (3)に掲げるもののほか第一種低層住居専用地域内に建築することができる自己の居住の用に供する兼用住宅（その敷地面積が300平方メートル以上のものに限る。）
- (5) (6)に掲げるもののほか、第二種低層住居専用地域内に建築することができる店舗、飲食店、その他これらに類するものでその用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートル以内のもの（3階以上の部分をその用途に供するものを除く。）
- (6) 次に掲げる農業の利便を増進するために必要な建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以内のもの（3階以上の部分をその用途に供するものを除く。）

ア 建築物の周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗
 イ アの農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店

ウ 自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（アの農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものに限る。）で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）

- (7) 診療所
- (8) 第一種低層住居専用地域内に建築することができる兼用住宅の兼用用途である事務所でその用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートル（用途を変更する場合にあっては150平方メートル）以内のもの

(9) 第一種低層住居専用地域内に建築することができる兼用住宅の兼用用途である美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房でその用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートル（用途を変更する場合にあっては150平方メートル）以内のもの

(10) 旅館業法第2条第3項に規定する簡易宿所営業に係るもの（用途を変更する場合に限る。）

3 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地

亀岡市まちづくり推進部都市計画課

4 縦覧期間

令和3年1月14日から

令和3年1月28日まで

「揭示済」

亀岡市公告第8号

令和2年亀岡市公告第72号に基づき実施した本市職員採用試験の結果、次のとおり合格者を決定し、職員採用候補者名簿に登録したので公告する。ただし、登録有効期限については、令和4年3月31日までとする。

令和3年1月21日

亀岡市長 桂川孝裕

(合格者受験番号)

土木I（かめおか・未来・チャレンジ方式）

1001

「揭示済」

亀岡市公告第9号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和3年1月25日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事の概要等

- | | | |
|--------------|---|---------------------|
| (1) 工事番号 | 2道改第7号 | |
| (2) 工事名 | 市道池尻宇津根線道路改良工事（その16） | |
| (3) 工事場所 | 亀岡市河原林町河原尻地内 | |
| (4) 工事種別 | 鋼構造物工事 | |
| (5) 工事概要 | 橋長 | L=22.9m W=11.75m |
| | 鋼橋上部工（鋼単純非合成鈹桁橋） | N=1橋 |
| | 桁製作工 | W=30.8t |
| | 架設工（クレーン架設） | W=30.8t |
| | 場所打床版工 | 73.6m ³ |
| | 橋梁付属物工 | 1式 |
| | 橋面舗装工 | 241.2m ² |
| (6) 予定価格（税込） | 69,078,900円 | |
| | 【入札書比較価格（税抜） 62,799,000円】 | |
| (7) 工期 | 契約日の翌日から令和3年3月31日まで | |
| (8) 部分払 | 無 | |
| (9) 前金払 | 有（当該工事契約金額の40%以内、保証事業会社の保証が必要） | |
| (10) 中間前金払 | 請負金額500万円以上かつ工期150日以上（変更工期を含む。）で前金払をしている工事については、工期の2分の1が経過していること・工程表により工期の2分の1が経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること・当該工事に係る既済作業に要する経費が請負代金の2分の1以上に相当することのいずれの要件にも該当し、認定された場合に限り、中間前払金（請負金額の20%以内。また、保証事業会社の保証が必要。）が請求できる。 | |
| (11) 最低制限価格 | 採用 | |
| (12) 入札保証金 | 免除 | |
| (13) 契約保証金 | 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約当事者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に | |

関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

- (14) 支給材料及び貸与品 無
- (15) 契約書の要否 要

2 入札参加資格要件

- (1) 令和2年度において、亀岡市競争入札参加資格者名簿（工事）に「鋼構造物工事」で登録されており、最新の経営事項審査で「鋼構造物工事」の平均欄に完成工事高があること。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 鋼構造物工事業に係る特定建設業の許可を有していること。
- (3) 国、地方公共団体等が発注する工事で、平成17年度以降に完工した鋼橋上部工工事の元請実績を有していること。
- (4) 鋼橋を製作する自社工場を所有していること。
- (5) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (7) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体等の指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）
- (2) 配置予定技術者調書（別紙様式2）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が4,000万円（建築一式は6,000万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。ただし、請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満の場合は、監理技術者等を非専任で配置することができる。

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3か月以上の雇用関係があることをいう。）

- (3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し
 ※ 配置予定技術者調書（別紙様式2）に記載した資格・免許等の写しを添付すること。
- (4) 同種工事の施工実績調書（別紙様式3）
 ※ 「2 入札参加資格要件(3)」に掲げる資格があることを判断できる同種工事の施工実績を少なくとも1件、別紙様式3に記載すること。
- (5) 同種工事の施工実績調書（別紙様式3）に記載した施工実績等が確認できる請負工事契約書及び図面又は本工事費内訳書の写し（最小限のコピー）
- (6) 施工実績の受注形態がJVの場合は、共同企業体協定書の写し
- (7) 鋼橋を製作する自社工場を所有していることがわかるパンフレット等
- (8) 最新の経営事項審査結果通知書の写し

4 入札手続等

| 手続等 | 期間・期日・期限等 | 手続の方法等 |
|-------------------|---|-------------|
| 入札参加資格確認申請書等の配布期間 | 令和3年1月25日（月） 午後3時から | 共通事項2のとおり |
| 設計図書等の閲覧期間 | 令和3年1月25日（月） 午後3時から | 共通事項2のとおり |
| 入札参加資格確認申請書等の受付 | 令和3年2月1日（月） 午前9時から午後5時まで 令和3年2月2日（火） 午前9時から午後4時まで | 共通事項3のとおり |
| 入札参加確認通知の送付 | 令和3年2月5日（金） 午後5時までに電子入札システムにより通知 | |
| 質疑の受付 | 申請書等に関する質問 令和3年1月29日（金） 午後5時まで 設計図書に関する質問 令和3年2月9日（火） 午後3時まで | 共通事項5のとおり |
| 質疑の回答 | 申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和3年2月12日（金） 午後5時まで | 共通事項5のとおり |
| 入札期間 | 令和3年2月16日（火） 午前9時から午後5時まで 令和3年2月17日（水） 午前9時から午後3時まで | 共通事項6のとおり |
| 開札日時 | 令和3年2月18日（木） 午後1時30分 | 電子入札システムによる |

（注）都合により開札日時を変更する場合は、入札3日前までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未滿で入札した者は失格とする。

7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当該工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) 本案件は災害復旧対象工事ではない。
- (5) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 企画管理部 契約検査課 (電話 0771-25-5041)

「揭示済」

亀岡市公告第10号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告し、その関係書類を次により縦覧に供する。

令和3年1月27日

亀岡市長 桂川孝裕

1 縦覧期間

令和3年1月27日以後、常時備え置くこととする。

2 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地
亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

亀岡市公告第11号

狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第7項の規定により、捕獲犬の抑留について通知を受けたので、同条第8項の規定により公告する。

令和3年1月28日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 捕獲日時 令和3年1月25日
午前10時頃
- 2 捕獲場所 亀岡市東別院町南掛フケ
- 3 種類 雑種

- 4 毛色 茶
- 5 性別 雄
- 6 体格 中
- 7 犬の鑑札 なし
- 8 注射済票 なし
- 9 その他 青色革製首輪を装着

（注意）公告期間満了の日の翌日（令和3年1月30日）までに引取りのないときは処分される。

（連絡先）京都府南丹保健所環境衛生室
電話番号0771-62-4754

「揭示済」

教育委員会欄

規則

亀岡市立学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年1月26日

亀岡市教育委員会
教育長 神先宏彰

亀岡市教育委員会規則第1号

亀岡市立学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則

亀岡市立学校施設使用条例施行規則（平成16年亀岡市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「学校施設使用者登録（変更）申請書（別記第1号様式）」を「学校施設使用者登録（変更）申請書兼登録書（別記第1号様式。以下「登録申請書等」という。）」に改め、同条第2項中「学校施設使用登録証（別記第2号様式）」を「登録申請書等」に改め、同条第3項中「学校施設使用者登録（変更）申請書」を「登録申請書等」に改める。

第4条第1項中「使用期日前90日から7日までの間に、前条第2項の学校施設使用登録証」を「使用開始日の1月前から3日前までに、登録申請書等」に、「使用日誌（別記第3号様式）」を「実績報告書（別記第2号様式）」に改める。

第4条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加

える。

2 前項の規定による使用許可の申請をすることができる使用期間は、使用開始予定日から3月以内とする。

第5条中「取り消し」を「取消し」に改める。
第7条第2項中「学校施設使用料減免申請書（別記第4号様式）を使用許可書等に添付」を「使用許可書等に理由を明示」に改め、同条第3項中「学校施設使用料減免決定通知書（別記第5号様式）を交付する」を「使用許可書等に減免を許可する旨及び減免割合を明示する」に改める。

第8条第2項中「別記第6号様式」を「別記第3号様式」に改める。

別記第1号様式を次のように改める。

第2号様式(第4条関係)

学校施設使用許可申請書兼許可書及び実績報告書

(宛先) 亀岡市教育委員会教育長

申請者 住所 氏名
氏名
電話番号

年 月 日

次のとおり学校施設を使用したいので申請します。

| | | |
|--------------|---|---|
| 団体名 | 登録番号 | |
| 使用する学校名 | 使用責任者氏名 | |
| | 携帯番号(電話番号) | |
| | 使用目的 | |
| 使用施設 | 1 屋内運動場(体育館) 2 格技場 3 小体育室 4 ミーティング室 5 屋外運動場(グラウンド) 6 児童生徒地域交流施設(若木の家(研究室/第 会議室)) 7 その他() | |
| 使用人数 | うち、中学生以下的人数 | 人 |
| 減免を受けようとする理由 | | |
| 申請及び実績報告 | 裏面に記入 | |
| 学校長意見 | | |

| | |
|--|------------------------|
| 許可番号 | 第 号 |
| 学校施設使用許可書 | |
| 上記申請については、亀岡市立学校施設使用条例及び亀岡市立学校施設使用条例施行規則の厳守を条件として使用を許可します。 | |
| 年 月 日 | |
| 区分 | 1 減免する(割) |
| 減免理由 | 2 減免しない 亀岡市教育委員会教育長 |

登録番号

| | | | | | | | | | |
|-------|--------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 申請時 | 使用予定期間 | 月()日() | 月()日() | 月()日() | 月()日() | 月()日() | 月()日() | 月()日() | 月()日() |
| 実使用時間 | 時 分から | 時 分から | 時 分から | 時 分から | 時 分から | 時 分から | 時 分から | 時 分から | 時 分から |
| 実績報告 | ① 全 面 | ① 全 面 | ① 全 面 | ① 全 面 | ① 全 面 | ① 全 面 | ① 全 面 | ① 全 面 | ① 全 面 |
| | ② | ② | ② | ② | ② | ② | ② | ② | ② |
| | 変更等記入欄 | | | | | | | | |

通信欄

注意事項

- 1 使用開始日の1月前から3日前までに申請してください。
- 2 使用許可の申請をすることができる使用期間は、使用開始予定日から3月以内です。
- 3 許可を受けた日以外に施設を使用する場合は、別途申請してください。
- 4 変更又は取消しの場合は、実績報告部分の変更等記入欄に記入してください。
- 5 実績報告書は、使用許可を受けた最終使用日の翌月5日までに学校等に提出してください。
- 6 実績報告書の提出がなく、使用許可を受けた最終使用日から1月経過した場合、許可した使用日のとおり使用料を請求します。
- 7 体育館を1団体で1面使用の場合は、全面使用の料金となります。

別記第4号様式及び別記第5号様式を削り、
別記第6号様式を別記第3号様式とする。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

「揭示済」

農業委員会欄

公 告

亀岡市農業委員会公告第1号

令和3年1月定例総会を下記のとおり公告す
る。

令和3年1月5日

亀岡市農業委員会
会長 神崎 弥

記

1 日 時

令和3年1月8日（金）
午後1時30分から

2 場 所

亀岡市役所 3階
302・303会議室

3 議 題

- ・第1号議案 農地法第18条の規定による
通知の承認について
- ・第2号議案 農地法第3条の規定による許
可申請に係る許可について
- ・第3号議案 非農地証明交付について
- ・第4号議案 令和3年2月農用地利用集積
計画（農地中間管理機構・利
用権設定）
- ・第5号議案 亀岡農業振興地域整備計画の
変更に係る意見について

「揭示済」

市立病院欄

公 告

亀岡市立病院公告第1号

令和2年12月23日に実施した亀岡市立病院職員採用試験の結果、次のとおり合格者を決定し、職員採用候補者名簿に登録したので公告する。ただし、登録有効期限については、令和3年5月31日までとする。

令和3年1月8日

亀岡市病院事業管理者 玉井和夫

(候補者受験番号)

2

「揭示済」